

1. 件名：新検査制度施行に向けた保安規定変更認可申請等に係るヒアリング（４）
2. 日時：令和２年３月１３日（金）１０時００分～１２時２０分
3. 場所：原子力規制庁８階Ａ会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

 実用炉審査部門

 宮本主任安全審査官、角谷安全審査官、照井安全審査官、桐原調整係長

 専門検査部門

 小坂企画調査官、村尾企画調査官、尾崎検査技術専門職

事業者：

北海道電力株式会社 原子力事業統括部 原子力安全・品質保証グループ 副主管

東北電力株式会社 原子力品質保証室 兼 原子力部（品質保証担当） 課長

東京電力ホールディングス株式会社

 原子力安全・統括部 品質・安全評価グループ マネージャー他２名

中部電力株式会社 原子力本部 原子力部 品質保証グループ長他２名

北陸電力株式会社 原子力本部 原子力部 原子力安全評価チーム 担当

関西電力株式会社 原子力事業本部 原子力発電部門 品質保証グループ マネージャー他７名

中国電力株式会社 電源事業本部 原子力品質保証グループ 副長

四国電力株式会社 原子力本部 原子力部 運営グループ 担当

九州電力株式会社 原子力発電本部 品質保証グループ 副長

日本原子力発電株式会社 安全室 品質保証グループ マネージャー

電源開発株式会社 原子力技術部 安全総括室 課長他２名

日本原燃株式会社 安全・品質本部 品質保証部 品質計画グループリーダー

5. 要旨

- (1) 事業者から、令和２年４月１日の新検査制度の運用開始に向け、改正された核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第４３条の３の５第１１号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第３条第２項第１１号及び令和２年２月２７日に提出された保安規定変更認可申請書に係る記載方針について、令和２年３月１２日の提出資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について指摘を行った。
 - 不適合・是正処置等で使用するマニュアルをフローに追記した上で、保安規定の品質マネジメントシステムにおけるプロセス間の相互関係を説明すること。
 - 令和２年４月１日の新検査制度施行に伴い保安規定の認可基準に加わる許可整合性についても説明すること。特に、同じ趣旨で用いている保安規定上の用語と原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（以下「品管規則」という。）の用語が異なる場合は、許可整合性の説明の中でその同一性を説明すること。
 - 東京電力ホールディングス株式会社の保安規定第３条４．４．１（６）については、品管規則の解釈を踏まえて、組織が目指すべき方向性等を追記すること。

(3) 事業者から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：なし